

目黒区介護保険サービス事業者等指導及び監査の実施に関する要綱

平成 18 年 5 月 9 日付目健介第 225 号
平成 20 年 3 月 25 日付目健介第 1741 号
平成 21 年 3 月 23 日付目健介第 3797 号
平成 21 年 6 月 9 日付目健介第 1619 号
平成 24 年 4 月 5 日付目健介第 149 号
平成 27 年 4 月 9 日付目健計第 137 号
平成 28 年 4 月 1 日付目健計第 36 号
平成 29 年 4 月 3 日付目健計第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 23 条、第 42 条、第 42 条の 3、第 45 条、第 47 条、第 49 条、第 54 条、第 54 条の 3、第 57 条、第 59 条、第 76 条、第 78 条の 7、第 83 条、第 90 条、第 100 条、第 115 条の 7、第 115 条の 17、第 115 条の 27、第 115 条の 45 の 7 及び旧介護保険法（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 26 条の規定による改正前の介護保険法をいう。）第 112 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び介護保険施設等（以下「サービス事業者等」という。）に対して目黒区（以下「区」という。）が行う指導及び監査について、基本的事項を定める。

(指導及び監査の目的)

第 2 条 指導及び監査は、サービス事業者等に対して行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関し、法令及び通達等に照らし必要な調査を実施し、サービス事業者等に対し必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護保険制度の円滑な運営、介護給付等対象サービスの質の確保及び利用者保護を図ることを目的とする。

(指導及び監査の対象)

第 3 条 この要綱に基づく指導及び監査の対象は、次に掲げるサービス事業者とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定居宅介護支援事業者
- (4) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設
- (5) 指定介護予防サービス事業者
- (6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (7) 指定介護予防支援事業者
- (8) 居宅介護及び介護予防のための住宅改修を行う者

(9) 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業を行う者

(10) 前記 (1) ~ (7) までの特例によりサービスを行う者

(指導の方針)

第 4 条 指導は、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬請求などに関する事項について周知徹底させるとともに、法令及び通達等に照らし改善の必要があると認められる事項について、適切な助言及び指導を行うことに主眼を置いて実施する。

(指導形態)

第 5 条 指導の形態は次のとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

実地指導の形態は以下のとおりとし、指導の対象となるサービス事業所等において実地に行う。

ア 一般指導

区が単独で行う。

イ 合同指導

区が厚生労働省や東京都等と合同で行う。

ウ 特別合同指導

区が厚生労働省等と合同で行うものであって、特に重点指導を必要とするサービス事業者等に対して行う。

(指導対象の選定基準)

第 6 条 指導は、全てのサービス事業者等を対象とし、指導対象の選定基準は別表 1 のとおりとする。ただし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、毎年度作成する実施計画において、事業種別毎の状況に応じて選定する。

(指導の実施方針)

第 7 条 指導を効率的かつ効果的に実施するため、指導の重点事項、指導目標及び指導項目等を定める指導実施方針（以下「実施方針」という。）を毎年度、別に定めるものとする。

2 実施方針に基づき、当該年度の実地指導等の実施時期、指導班の編成及び規模等を定めるものとする。

(指導の実施方法等)

第 8 条 集団指導の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日、場所、出席者及び指導内容等を当該サービス事業者等に通知する。

(2) 指導方法

指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正の内容及び高齢者虐待事案を始めとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

2 実地指導の実施方法は次のとおりとする。

(1) 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、実施日、場所、指導担当者、出席者及び準備すべき書類等を文書により、当該サービス事業者等に通知する。ただし、必要と認められる場合には、指導の開始時に文書を提示することにより行う。

(2) 指導方法

実地指導は、法令及び通達等に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式により行う。

(3) 指導結果の通知等

指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書により指導結果を通知する。

(4) 改善報告書の提出

当該サービス事業者に対して、文書により改善を指摘した場合は、指導結果通知後 30 日以内に、改善報告書の提出を求める。

(5) 指導体制

指導は、2 人以上の指導班を編成して実施する。

(6) その他

区は必要と認めるときは、介護保険法第 24 条の 2 の規定に基づき、指導及びこれに係る事務の一部を指定市町村事務受託法人に委託することができるものとする。

(指導後の措置等)

第 9 条 実地指導の結果、指摘した事項について改善が不十分なサービス事業者等について必要に応じ、再度、実地指導を行う。

2 実地指導の結果、監査の実施基準に該当すると判断した場合は、実地指導を中止し、速やかに監査を行う。

3 実地指導の結果、介護給付等に係る介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求等に関し、不当な事実を確認したときは、当該サービス事業者等に対し自主返還等を行うよう指導する。

(指導を拒否した場合の対応)

第 10 条 正当な理由がなく実地指導を拒否した場合は、監査を行う。

(監査の方針)

第11条 監査は介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求等に関する事項について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置を採ることに主眼を置いて実施する。

(監査の実施基準)

第12条 監査は、サービス事業者等が、別表2に定める事項のいずれかに該当する場合に行う。

(監査の実施方法)

第13条 監査の実施方法は次のとおりとする。

(1) 事前調査

健康福祉計画課職員は監査担当者として、原則として監査を実施する前に、介護給付費請求書等について書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、介護給付等を受けた要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）に対する実地調査を行う。

(2) 実施通知

監査対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、実施日、場所、監査担当者、出席者及び準備すべき書類等を文書により、当該サービス事業者等に通知する。

(3) 出席者

監査に当たっては、監査対象となるサービス事業者等の開設者（又はこれに代わる者）及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じてサービス事業者等の介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬請求の担当者又は関係者の出席を求める。

(4) 監査調書の作成

監査担当者は、監査後、監査調書を作成する。

(5) 監査体制等

監査の実施に当たっては、原則として、実地指導の指導班を中心に班を編成して実施する。

(行政上の措置)

第14条 区長は、監査を行ったサービス事業者等が、適正な事業運営をしていないと認められる場合には法第78条の9、第78条の10、第115条の18、第115条の19、第115条の28、第115条の29、第115条の45の8及び第115条の45の9の規定に基づく勧告、措置命令、指定の全部若しくは一部の効力停止及び指定の取消し（以下「指定の取消し等」という。）を行うことができる。

2 区長は監査を行ったサービス事業者等が指定の取消しに至らないと認められる場合には、第4条に規定する指導に準じて指導する。

(経済上の措置)

第15条 監査の結果、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求等に関し不正

又は著しい不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、区長は当該サービス事業者等の管理者に対し、法第 22 条に基づき不正利得の返還を命ずるものとする。

2 区長は、東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に連絡し当該サービス事業者等に支払うべき介護報酬から、これを控除させるよう措置する。これにより難しい場合は、連合会から区に連絡するものとし、区長は返還金相当額を当該サービス事業者等から直接、区に対して返還させるよう措置する。

3 区長は返還の対象となった介護報酬に係る要介護者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合は、監査対象となった事業者に対して、当該自己負担額をサービス利用者等に返還するよう指導するとともに、当該サービス利用者等あてにその旨通知する。
（行政上の措置の公表等）

第 16 条 区長は事業者等に対する監査の結果、指定の取消し等を行ったときは、法の規定に基づき、速やかにその旨を公示するとともに、東京都知事及び連合会に対し連絡する。

（調査票の提出）

第 17 条 区長は実地指導等の実施に当たっては、サービス事業者等に対し指導に必要な書類（調査票）の提出を求めることができる。

（東京都知事への通知）

第 18 条 区長は、サービス事業者等に対する指導若しくは監査を行った結果、次の各号に該当すると認めるときはその旨を東京都知事に通知する。

（1）法第 74 条第 1 項、第 81 条第 1 項、第 88 条第 1 項、第 97 条第 2 項、第 115 条の 4 第 1 項及び旧介護保険法第 110 条第 1 項で定める基準若しくは同項で定める員数を満たしていない場合

（2）法第 74 条第 2 項、第 81 条第 2 項、第 88 条第 2 項、第 97 条第 3 項、第 115 条の 4 第 2 項及び旧介護保険法第 110 条第 2 項に規定する基準に従った適正な運営がなされていない場合

（3）法第 77 条第 1 項、第 84 条第 1 項、第 92 条第 1 項、第 104 条第 1 項、第 115 条の 9 第 1 項及び旧介護保険法第 114 条第 1 項の各号のいずれかに該当する場合

（4）法第 100 条第 3 項に該当する場合

（東京都国民健康保険団体連合会及び東京都等との連携）

第 19 条 区長は、指導の効果を高めるために、連合会及び東京都と連携を図る。

2 指導等の実施状況等については、必要に応じて厚生労働省及び東京都に報告する。

付則

この要綱は、平成 18 年 5 月 9 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 21 年 6 月 9 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

指 導 の 形 態		選 定 基 準
集団指導		(1) 介護給付等対象サービスを開始したサービス事業者等で概ね事業開始 1 年以内の事業者等 (2) 実地指導の対象外とされたサービス事業者等で、指導内容に該当する事業者等 (3) その他、集団指導を行うことが適当と認められるサービス事業者等
実 地 指 導	一般指導	(1) 利用者やその家族、従業者、東京都及び東京都国民健康保険団体連合会からの情報提供を受けて、一般指導が必要と認められるサービス事業者等 (2) 実地指導を実施したことがないサービス事業者等 (3) 開設後概ね 2 年以内のサービス事業者等 (4) その他、特に一般指導を行うことが必要と認められるサービス事業者等
	合同指導	(1) 合同指導を行うことが必要と認められるサービス事業者等
	特別合同指導	(1) 全国的に広範囲で活動を行うサービス事業者等 (2) その他、特に特別合同指導を行うことが必要と認められるサービス事業者等

別表2（第12条関係）

監査の選定基準

- 1 介護給付等対象サービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき
- 2 介護報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき
- 3 法第77条、第78条の10、第84条、第92条、第104条、第115条の9、第115条の19、第115条の29、第115条の45の9及び旧介護保険法第114条に規定する基準に重大な違反があると疑うに足る理由があるとき
- 4 度重なる実地指導を行っても、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に改善が見られないとき
- 5 正当な理由がなく実地指導を拒否したとき